



## 使いやすい施設の維持のために 市有施設の管理者募集

☎ 各申し込み先へ

来年4月1日(火)から市有施設の管理をする指定管理者を募集。対象施設などは下表のとおりです。申し込みする法人や団体は、説明会への参加が必要です。詳しくは問い合わせるか、本市ホームページをご覧ください。

| 指定管理者募集施設        |          |                                 |                                    |                                                      |
|------------------|----------|---------------------------------|------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 施設名              | 説明会期日    | 説明会の会場                          | 募集要項の配布期間・場所                       | 申し込み                                                 |
| ❶子育てひろば          | 8月21日(火) | K'BIX元気21まえばし(前橋プラザ元気21)内子育てひろば | 8月30日(金)まで<br>前橋保健センター内<br>子育て施設課で | 9月10日(火)までに<br>前橋保健センター内<br>子育て施設課(☎027-220-5706)へ直接 |
| ❷創業センター          | 8月9日(金)  | 創業センター                          | 9月6日(金)まで<br>市役所産業政策課、<br>創業センターで  | 9月6日(金)までに<br>市役所産業政策課(☎027-898-6983)へ直接             |
| ❸駅前駐輪場・駐車場(14力所) | 8月28日(火) | 市役所3階34会議室                      | 8月30日(金)まで<br>市役所道路管理課で            | 9月13日(金)16時までに<br>市役所道路管理課(☎027-898-6822)へ直接         |
| ❹中央児童遊園          | 8月9日(金)  | 中央児童遊園                          | 9月2日(月)まで<br>公園管理事務所で              | 9月13日(金)までに<br>公園管理事務所(☎027-225-2116)へ直接             |
| ❺赤城少年自然の家        | 8月27日(火) | 赤城少年自然の家                        | 8月30日(金)まで<br>市役所青少年課で             | 9月11日(火)までに<br>市役所青少年課(☎027-898-5872)へ直接             |

来年度以降の6次産業化(前橋産農林水産物の加工販売)支援のため、要望調査を行います。詳しくは問い合わせるか、本市ホームページをご覧ください。

**対象** Ⅱ市内での経営耕地面積が30㌥以上か直近1年間の農林水産物販売金額が50万円以上あった個人、法人・団体

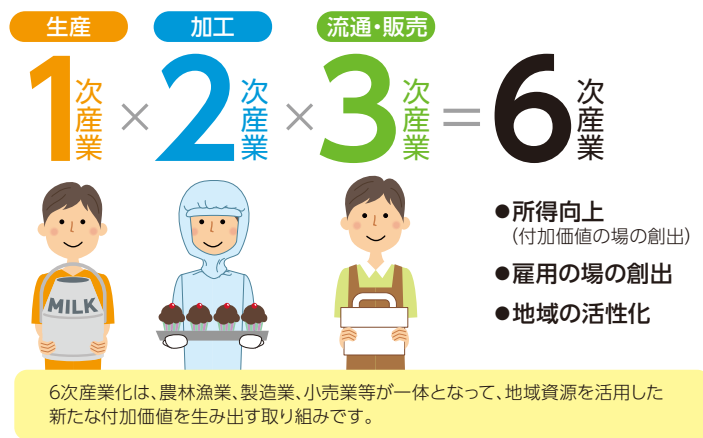
**対象事業** などⅡ(ハード)加工・販売施設の整備、機械の導入(ソフト)販売促進用パンフレット、ホームページ作成、パッケージデザイン(農林水産物加工チャレンジ(新たに加工品を創出する目的で、市内10㌥以上の農地か施設面積500平方㌥以上の園芸・畜産用施設で実施する場合。事業の新規性などを基に選考・採択)生産施設整備費、種苗購入費、備品購入費

**調査表の配布** Ⅱ市役所農政課で。

## 農林水産物の加工販売を支援します 6次産業化事業への要望調査

☎ 農政課 ☎027・898・5841

本市ホームページからダウンロードもできます  
申し込み Ⅱ9月4日(水)までに調査表に記入し、同課(☎027・898・5841)へ直接



## 対象施設や金額確認してください 10月から利用料が無償に

☎ 子育て施設課 ☎027-220-5705

10月1日(火)から、幼稚園や保育所、認定こども園などの利用料が無償になります。食材料費(主食・副食)や行事費などは従来通り保護者負担です。詳しくは子育て施設課か保育関係施設に問い合わせてください。

### ● 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育事業を利用する子ども

保育所、認定こども園、地域型保育は補助上限がありません。

**対象**=住民税非課税世帯の0歳~2歳と、3歳(満3歳になった後の4月1日、幼稚園は入園できる時期に合わせて、満3歳)から小学校入学前までの子ども

**補助上限**=〈幼稚園〉月額2万5,700円〈企業主導型保育〉標準的な利用料



### ● 幼稚園で預かり保育を利用する子ども

**対象**=保育の必要性の認定事由に該当する幼稚園児(3歳の誕生日から最初の3月31日までの子どもは住民税非課税世帯のみ)

**補助上限**=月額1万1,300円〈住民税非課税世帯の3歳の誕生日から最初の3月31日までの子ども〉月額1万6,300円

### ● 認可外保育施設や一時預かり、病児保育など

**対象**=保育の必要性の認定事由に該当し、保育所・認定こども園を利用していない子ども(0歳~2歳は住民税非課税世帯のみ)

**補助上限**=〈3歳から小学校入学前の子ども〉月額3万7,000円〈住民税非課税世帯の0歳~2歳〉月額4万2,000円

## 愛犬愛猫も家族の一員です ペットと幸せに暮らすために

☎ 衛生検査課 ☎027・220・5777

動物を飼うことは、動物の命を預かることです。人と動物が共に生きていける社会を実現するために、飼い主は、動物の健康管理をするとともに、社会や近隣に迷惑をかけないようにする責任があります。

### ● 犬猫の飼い方

❶法令やマナーを守り、犬や猫の健康管理を行い、家族として責任を持って生涯愛育する ❷ふん尿は必ず片付ける ❸放し飼いや鳴き声で迷惑をかけない。猫は室内で飼う ❹去勢・不妊手術をする ❺名札を装着するなど飼い主が分かるようにする ❻犬は登録し、年に1回狂犬病予防注射を受けさせる。

### ● ペットの遺棄・虐待は犯罪

犬や猫などを身勝手な理由で捨てたり虐待したりすると法律で罰せられます。このような行為を目撃したときは、衛生検査課か管轄

の警察署へ連絡してください。

### ● 長寿犬を表彰します

今年中に満17歳(大型犬は満15歳)になる犬を長寿犬として表彰します。

**対象となる犬** Ⅱ次の全てを満たす犬(1月1日以降に死亡した犬も含む)。**❶**本市で登録がされている**❷**平成14年以前生まれ(大型犬は平成16年以前生まれ)**❸**平成28年度(昨年度)の狂犬病予防注射を受けている(獣医師が発行した注射を猶予する旨の診断書を提出した場合を除く)**❹**大型の雑種犬は体高50センチ以上であることを所定の様式で動物病院から推薦されている**❺**過去に同表彰を受けていない

**表彰式** Ⅱ10月6日(日)に第二コミュニティセンター(前橋保健センター内)で  
**申し込み** Ⅱ8月30日(金)までに衛生検査課へ